

国家戦略特区等提案検討要請回答

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全 省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
北海道更別村	1	タウン移動サービス (自動運転の配車エンジンとサービス連携)	デマンド運行サービス(コンビニクル(※))を基盤に、高齢者や子育て支援の機能を付加した任意の地点間でのフルデマンド乗り合い運行を可能とし、村民ボランティアによるデマンド交通や自動運転車両の利用に付加価値を付与し収支バランスのとれた「タウン移動サービス」を提供します。 ※ コンビニクルは62の自治体に導入されている株式会社順風路のデマンド交通の配車エンジンです。	村民が不便に感じている交通に対して、新たな価値を付加した交通サービスを提供することで、生活の利便性が向上します。経済効果として、生産誘発額は14,000千円/年、1人の雇用増と試算しています。	村民が送迎する場合、道路運送法第4条(一般旅客自動車運送事業の許可)の「一般旅客自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない」また、送迎の対価を授受する場合、法第78条(有償運送)に該当し、「自家用自動車」は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない」となっており、これらの規制に抵触します。	道路運送法第4条(一般旅客自動車運送事業の許可)、法第78条(有償運送)	白タク事業を実装し、村民個人が運送主体となり、村内の移動ニーズに対し誰もがスピーディにサービスを提供できるようにします(QOL向上)。実質の範囲を超えた対価を得ることで、副業などで稼ぐ力も向上します。	国土交通省	国土交通省としては、自動車による有償での旅客運送において、安全の確保、利用者の保護は最重要の課題と認識している。ご提案の「白タク事業」は、運行管理や車両整備等について責任を負う主体を置かないままに、自家用車のドライバーのみが運送責任を負う形態を前提としているものと推察されるところ、このような形態の旅客運送を有償で行うことは、安全の確保、利用者の保護の観点から問題があるため、認められない。 なお、スーパーシティに係る国家戦略特区法改正案審議における附帯決議において以下のとおり決議されている。 「ライドシェア事業のような安全や雇用に問題が指摘されている事業の実証については、規制法令に違反するものが認定されることのないよう厳に対応すること。」
北海道更別村	2	かかりつけ医による医療サービスの提供①	オンライン診療を診察室に限らず、かかりつけ医の住宅や外出先で診察します。医師のオンライン診療時間を増やすことで、移動に時間を要する患者や、天候の急変、体調変化のため診療所に行けない患者であっても、どこでも診療を受けられることで、健康を安定して維持することが可能となります。	スマートフォンやタブレット等を通じたオンライン医療を通じて、医師と患者を繋げ、移動が困難な住民(患者及び家族を含める)への定期的な診察が可能となる。「場所」の制限を取り払うことで医師、住民の柔軟な医療提供により健康長寿につながる。	医療を提供する施設が限定されています。医師が出先、自宅でオンライン診療すると、自由診療扱いになります。	医療法第一条の二の2)	医師の自宅や、出先の車両内での診療を可能とすることにより、診療場所が自由となり、医師・患者双方の移動・調整に関わる負担が軽減される。医師不足への改善にもつながります。	厚生労働省	オンライン診療については、令和4年度診療報酬改定において、 ① 初診料の新設を行い、各種の点数について、引き上げるとともに、 ② 対象疾患に関する要件を撤廃するなど、算定に関する要件を緩和することとしており、オンライン診療を行う医師の所在については、「情報通信機器を用いた診療は、原則として、保険医療機関に所属する保険医が保険医療機関内で実施すること。なお、保険医療機関外で情報通信機器を用いた診療を実施する場合であっても、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に沿った診療が行われるものであり、情報通信機器を用いた診療を実施した場所については、事後的に確認可能な場所であること。」としている。
北海道更別村	3	かかりつけ医による医療サービスの提供②	地域包括診療料に該当する高血圧症、糖尿病、脂質異常症、認知症のうち2つ以上の疾患を有する村民に対し、医師が療養上の指導や服薬管理、在宅対応などを含めた包括的な管理を行います。また、コミナス+と連携し後期高齢者の医療支援を行います。	一次医療かかりつけ医の定着、診療所の安定収入確保につながります。	費用額は、厚生労働大臣が定めるところにより、区分に応じて算定されます。	健康保険法第74条(一部負担金)、第76条(療養の給付に関する費用)	かかりつけ医・コミナス+による診療、予兆検知、「生きがい」支援等の包括的なサービスを、診療報酬点数によらずサブスクリプションとして村民希望者に提供します。慢性疾患患者はチャット電話で質問に答え問題発生時には対面対応し、慢性疾患のコントロール、薬服の適正化が可能となり、医療QAサービスが増えている中で、かかりつけ医の制度化により患者は安心してサービスを享受できます。	厚生労働省	地域包括診療料については、中小病院及び診療所の医師が、複数の慢性疾患を有する患者に対し、患者の同意を得た上で、継続かつ全人的な医療を行うことについての評価として設けているところ。 地域包括診療料等の評価の在り方も含めたかかりつけ医機能の強化に係る診療報酬上の対応については、中央社会保険医療協議会における議論を踏まえながら、検討してまいります。
北海道更別村	4①	行政サービスワンストップの実現	行政、介護、防犯、支払い	各種証明書の交付を顔認証による「デジタル申請」で受け付ける。自治体側は情報の電子データを保管し、証明書を発行する仕組みを目指す。将来的には、顔認証による本人確認だけで手続き可能なデジタル窓口の開設を目指す。	マイナンバーカードに搭載される個人情報等が書き込まれているIC以外は規定がありません。(カードには、鍵と署名が搭載)	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律施行令第13～18条	マイナンバーカードを読み込みオンライン上で認証を行った、スマートフォンやウェアラブル端末をマイナンバーカードと同様に利用できるようになります。また、顔認証についてもスマートフォンやウェアラブル端末と同様に一度オンライン上で認証を行うことでマイナンバーカードと同様に利用でき、利便性が向上します。	デジタル庁	住民票の写し等の交付制度については、なりすまし等不当な手段による交付請求が行われることにより個人情報が漏えいすることを防ぐため、住民基本台帳法第12条第3項等の規定に基づき、請求時に厳格な本人確認を行うこととされています。 オンラインによる住民票の写し等の交付請求については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により認められており、この場合の本人確認措置としては、総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第4条第2項の規定により、請求を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを送信しなければならないこととされています。 オンラインの手続きにおいては、このような電子証明書を活用する方法、現時点では最も適切な本人確認の方法とされているところであり、ご提案の「顔認証」には画像の改ざんやなりすましの防止といったセキュリティの観点や本人により真正に成立したものと推定できる法的根拠が設けられていない等の法律上の観点から問題があるものと考えています。 なお、各種手続における本人確認について顔認証技術を活用することは、各種手続に必要とされる本人確認のレベルや、他の認証方法との併用等によって整理されるべきであり、例えば署名用電子証明書の暗証番号の初期化・再設定手続について、顔認証技術を活用したアプリの開発に取り組みとともにスマートフォンに搭載される電子証明書の利用における顔認証技術の活用についても、課題を整理しつつ、検討を進めているところです。
北海道更別村	4②	活き活きと豊かに暮らす社会を実現する顔認証サービス	生体認証を活用した共通IDにより、資格証明や支払いを簡易にします。	行政手続きのオンライン化によって職員コストの削減につながります。経済効果として、生産誘発額は16,000千円/年、1人の雇用増と試算しています。サービスデスクスタッフ(コミナス)の活用により生産誘発額20,000千円/年、3人の雇用増と試算しています。	マイナンバーカードに搭載される個人情報等が書き込まれているIC以外は規定がありません。(カードには、鍵と署名が搭載)	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律施行令第13～18条	マイナンバーカードを読み込みオンライン上で認証を行った、スマートフォンやウェアラブル端末をマイナンバーカードと同様に利用できるようになります。また、顔認証についてもスマートフォンやウェアラブル端末と同様に一度オンライン上で認証を行うことでマイナンバーカードと同様に利用でき、利便性が向上します。	デジタル庁	ウェアラブル端末にマイナンバーカードの機能を搭載するにあたっては、搭載される情報が改ざん等されないことや、端末から読み出された情報が偽造されたものでないことを担保するなど、厳格なセキュリティの確保が必要と考えられます。 現在マイナンバーカードについては、耐タンパ性を有し、国際的なセキュリティ基準であるCC認証を取得する等、厳格なセキュリティ対策を講じており、仮にウェアラブル端末にマイナンバーカードを搭載することとなったとしても、これに匹敵するセキュリティ対策が必要です。 なお、マイナンバーカードの利便性にも配慮し、マイナンバーカードの信頼性を基礎として、マイナンバーカードの電子証明書をスマートフォンへ搭載することを予定しており、スマートフォンのみでオンラインでの行政手続が可能となる仕組みを作ることとしています。この際、国際的なセキュリティ基準を満たした安全なICチップを有するスマートフォンを用いることとしています。 また、生体認証については、スマートフォンに搭載される電子証明書の利用に当たり、その課題を整理し、検討を進めることとしています。

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全庁庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
北海道更別村	5	安全・安心・防災を担う地域統括センター③-1	災害対策基本法で定められている避難行動要支援者毎の個別計画の早期作成。 令和3年3月の災害対策基本法改正により、避難行動要支援者毎の個別計画作成が急がれています。しかしながら、対象者の合意のもと状況に応じた個別避難計画を作成することが難しく計画作成が遅れています。更別村スーパーシティ事業に既に合意いただいている360人を先に対象とし、位置情報の把握に同意を得て、コミナス+と連携して個別避難計画を作成します。避難行動要支援者を含むすべての後期高齢者の個別避難計画を作成し、災害弱者を守ります。災害時には強制的に対象者の位置を把握するオプアウトで警備会社車両の緊急走行を可能とし、駆け付けに要する時間を短縮しサービス提供を行います。	ビレッジオペレーションセンター（防災拠点、居住等を含む複合むセンター）の建設による地域経済効果があります。	令和3年3月の災害対策基本法改正により、避難行動要支援者毎の個別計画作成が急がれていますが、対象者の合意のもと状況に応じた個別避難計画を作成することが難しく計画作成が遅れてしまいます。	災害対策基本法第49条の14	更別村スーパーシティ事業に既に合意いただいている360人を先に対象とし、位置情報の把握に同意を得て、コミナス+と連携して、個別避難計画を作成する。（計画作成を努力義務から強制化へ。災害時には強制的に位置をとるオプアウト） 避難行動要支援者を含むすべての後期高齢者の個別避難計画を作成し、災害弱者を守ります。	内閣府	○ 災害対策基本法第49条の14第1項では、市町村長に個別避難計画作成の努力義務を課す一方、個別避難計画の作成に避難行動要支援者の同意が得られない場合は、市町村長に当該努力義務はかからないこととされている。 これは、同意が得られない場合は、当該避難行動要支援者から避難支援等に必要な情報が得られず、また、災害時の当該避難行動要支援者の行動も計画できないことによるものである。 このため、同意が得られない場合において個別避難計画の作成を強制化することは、困難である。 ○ 災害対策基本法は、本人の同意を得た上で「災害時は強制的に位置をとる」こと及び避難行動要支援者でない後期高齢者の個別避難計画を作成することに関して規制等を行っていない。
北海道更別村	6	安全・安心・防災を担う地域統括センター③-2	災害対策基本法で定められている避難行動要支援者毎の個別計画の早期作成。 令和3年3月の災害対策基本法改正により、避難行動要支援者毎の個別計画作成が急がれています。しかしながら、対象者の合意のもと状況に応じた個別避難計画を作成することが難しく計画作成が遅れています。更別村スーパーシティ事業に既に合意いただいている360人を先に対象とし、位置情報の把握に同意を得て、コミナス+と連携して個別避難計画を作成します。避難行動要支援者を含むすべての後期高齢者の個別避難計画を作成し、災害弱者を守ります。災害時には強制的に対象者の位置を把握するオプアウトで警備会社車両の緊急走行を可能とし、駆け付けに要する時間を短縮しサービス提供を行います。	ビレッジオペレーションセンター（防災拠点、居住等を含む複合むセンター）の建設による地域経済効果があります。	住戸への見守りシステムにおいて、宅内に設置するセンサー等が異常を検知した場合、一秒でも早く警備員等が住戸へ駆け付けことが求められますが、現状では、警備会社車両は一般車両と同様に速度制限を受けるため、駆けつけが遅くなる場合があります。	道路交通法第39条、道路交通法施行令第11条	警備会社車両を緊急自動車に追加し、村での一般道での最高速度制限を時速70km制限に引き上げるなど、緊急走行を可能とすることで、駆けつけに要する時間の短縮が見込まれます。	警察庁	他人の需要に応じて、避難誘導や救助等、災害の発生に際して人の生命、身体、財産等の危害の発生を防止する応急的措置を行うサービスは、警備業務に該当し得るところですが、警備業務における体制や、車両その他装備の運用形態が明らかでないことから、御提案いただいた内容のみでは検討することが困難です。
北海道更別村	7	通貨以外での給与支払い	地元店舗での支払い、家族間・住民間での送金を金融機関の口座と連携しキャッシュレスで対応できるサービス（例：J coin）や、会社等からの給与を直接電子マネーで受け取ることができるサービス（例：Doreming）を活用し、キャッシュレス化を促進します。 村職員、コミナス+、ソーシャルベンチャーの職員等の給与の一部または全部をキャッシュレス決済サービスを通じて支払う取組の普及・促進に努めます。	デジタル通貨の発行により、地域の消費を活性化させることができます。村の商工関連費40,000千円を投入しデジタル化を支えます。	JAさらべつでは、一日農業バイトアプリによる収穫期の農作業員（アルバイト）を確保している。電子マネーでの給与支払いができないため、アプリでの全ての手続きを完了させることができず利便性に欠けています。	労働基準法施行規則第7条の2	資金移動業者の口座への資金支払を認め、通貨以外での給与支払いを実現することで、経費の削減、事務手続きの簡素化を図ります。	厚生労働省	資金移動業者の口座への資金支払については、令和3年6月18日に閣議決定された成長戦略フォローアップにおいて、「資金の確実な支払等の労働者保護が図られるよう、資金移動業者が破綻した場合に十分な額が早期に労働者に支払われる保証制度等のスキームを構築しつつ、労使団体と協議の上、2021年度できるだけ早期の制度化を図る」とされており、対象を特定の地域に限定することなく、労働政策審議会において議論しているところであり、引き続き制度化に向けて検討してまいります。
北海道更別村	9	フィールドサーバ(FS)+キューブ型発電システム(キューブ)を用いた自動農業システムの構築	ロボット農機が自律的に周辺監視して非常停止できる仕組みを開発し、社会インフラ化する。 ①FS+キューブを用いた自動走行トラクタのオーバーラン防止システムの構築 FS+キューブに長距離レーザー変位センサを搭載し、自動走行トラクタが作業区域外へ出たことを検出できるようにする。 ②FS+ドローンによる自動走行トラクタ及び圃場監視システムの構築 ドローン空撮より自動走行トラクタの監視を行う。ドローンは、非GPS環境下でも自律飛行できる機体の採用を検討する。また、ドローンを5分で充電できる超高速充電技術の採用も検討する。ドローンからは栽培管理用の画像を取得することも目的とし、長時間連続でトラクタ及び圃場を監視する仕組みとその評価手法である栽培管理システムを構築し、自動農業システムを実現する。	スマート農業の推進によって、食料自給率を6800%を1.5倍の10000%と試算しています。粗生産額130億円から200億円として70億円向上すると試算しています。	種苗法の未譲渡性について、1年遡って業として行っているものへは、無償・有償問わず種を譲渡してはいけない。（試験研究での譲渡は許される）農家へ譲渡、販売ができない。	種苗法第4条第2項	出願前であっても、試験販売ができるようになり、地域の農家との育種開発が加速し土地利活用が進みます。地域の気象や特性にあった作物となり生産性が向上します。	農林水産省	品種登録制度は、新たに植物品種を育成した者が国に登録することにより、知的財産権のひとつである「育成者権」を得て、登録品種の種苗、収穫物、加工品の販売等の利用を独占できるようになるものであり、出願するか否かは育成者の意思によるものであって、育成者の行為を制限するもの（規制）ではありません。 種苗法第4条第2項では、品種登録出願前に出願品種が譲渡されていた場合、譲受者は当該品種の種苗を業として生産、販売等を行うことが想定されること、その後の品種登録によって、既に販売等された当該品種に独占的な育成者権が及ぶこととなる結果、取引が混乱するおそれがあることから、出願期限が定められています。その際、出願前に試験販売を行う等して市場性を調査する要請にも配慮して、1年以内に限り出願前の譲渡を認めています。 種苗法第4条第2項の1年という期間は、「植物新品种の保護に関する国際条約（UPOV91年条約）第6条（1）において定められた国際ルールに即したものであり、これ以前に譲渡があった場合についてまで育成者権の付与を認めることは、同条約の同規定に抵触し、国際ルールに反するため、これを行うことはできません。 地域の気象や特性にあった作物の育種については、出願後に試験販売を行うか、試験研究目的での譲渡の方法によることで、十分達成可能であり、ご提案の未譲渡性の要件が育種の促進の支障となるものではありません。 なお、先願主義である知的財産権としては、まずは出願することが基本的な考え方であり、未譲渡性の要件は出願を猶予できる期間を定めるだけであって、その間に類似品種が出願されれば育成者権は得られないことにご留意ください。

